

令和元年4月7日
社会福祉法人なごみ福祉会
北烏山障害者施設ここから
施設長 鈴木 智浩

緊急事態宣言発令を受けての対応について

拝啓 平素より当施設の運営にご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が昨日発令されました。当施設と致しましては、この状況を鑑みて、施設内での感染を防止するべく対応を検討しております。今後の施設利用について、5月6日まで予定されている緊急事態宣言が解除されるまでは、下記の通り対応をさせていただきますたく存じます。ご利用者の皆様並びに保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどをよろしくお願い致します。

敬具

施設全体として

1. 児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、居宅介護（移動支援）、特定相談支援のご利用につきましては、ご利用者様の検温を行い、37.5℃以上の発熱が見られた場合及び呼吸器症状等が見られる場合には、サービスの提供を中止致します。また、ご利用者様のご家族等の濃厚接触者に同様の症状が見られる場合も、サービスの提供を中止致します。共同生活援助については、利用者同士の接触をなるべく避けるため、基本的に自室で生活していただくようお願い致します。また、発熱等の症状がある場合には自室にて隔離させていただきます。
2. 個別支援計画やサービス利用計画等の更新に係る面談につきましては、お電話にて対応させていただきますようお願い致します。
3. 施設内では、感染のリスクを下げるため、定期的な換気を行い空気が滞らないように配慮致します。
4. 職員は、業務中及び通勤中はマスクを着用致します。
5. 利用者様及び職員は、定期的な手洗い及びアルコールによる手指消毒を行います。アルコールに強いアレルギーがある方に対しては、手指消毒用のウェットティッシュ等をご持参していただき、それを用いて対応致します。
6. 施設1Fの児童・居宅・相談部門と施設2F・3FのGH・SS部門は職員の行き来を制限し、万一の場合も感染が拡大しないように配慮致します。
7. 緊急事態宣言による外出自粛の要請もございますので、利用者様及び保護者の皆様におかれましては、可能な限り感染リスクを避け、サービスのご利用につきましても、今一度ご検討いただきますようお願い致します。

● 児童発達支援について

1. 事業所内での密集した環境を避けるため、午前の部午後の部それぞれの利用人数を2~3人までとさせていただきます。サービス提供時間についても各部1時間短縮させていただきます。
2. 月曜日の「リズム」について、プログラム提供を中止致します。
3. お弁当・おやつを提供を中止致します。

● 放課後等デイサービスについて

1. サービス提供時間は14時から17時までとします（中高生も含む）。ただし、ご家族が事業所までお送りいただける場合は13時からお受けいたします。
2. 各学校の休校を受け、お迎えの送迎はご自宅までお伺い致します。ただし、個別の登校等による学校への送迎は致しかねますのでご了承ください。
3. 送迎車では換気の為窓を少し開け、密閉の空間を作らないように配慮致しますが、密集、密接した環境になりやすいため、送迎のご利用についても今一度ご検討いただきますようお願い致します。
4. 月曜日の「リズム」、火曜日の「クッキング」、水曜日の「木工」のプログラム提供を中止致します。木曜日及び金曜日についても、密集・密接の環境が回避できない場合は中止させていただきます。
5. おやつを提供は中止致します。水分補給の際には手洗い・手指消毒を行います。
6. 従来の利用予定曜日以外の追加利用はお受け致しかねますのでご了承ください。

● 短期入所について

1. サービスのご利用について、緊急利用の案件、保護者様の仕事都合の案件、その他自宅で過ごせない事情のある案件を除きましては、サービスの利用を可能な限り控えていただきますようお願い致します。
2. 利用者同士の接触を避けるため、基本的には自室にてお過ごしいただくようお願い致します。また、食事提供の時間にも時間差を設けさせていただきます。
3. 平日の日中支援につきましては、原則お受け致しかねますのでご了承ください。

● 共同生活援助について

1. 利用者同士の接触を避けるため、基本的には自室にてお過ごしいただくようお願い致します。また、食事提供の時間にも時間差を設けさせていただきます。
2. 密集した環境を避けるため、ご実家で過ごすことが可能な場合はご検討いただきますようお願い致します。
3. 職場や通所先などに新型コロナウイルスの感染が確認され、濃厚接触と認定された場合に関しては、日中支援の検討は行いますが、施設内で更なる濃厚接触者が増え

る可能性があるため、極力ご実家に帰宅していただきますようにご協力をお願い致します。

● 居宅介護（移動支援）について

1. 居宅介護について、緊急性が低いと判断させていただいた場合には、サービスの提供をお断りさせていただきます。
2. 移動支援について、緊急性が低い余暇支援につきましても、サービスの提供をお断りさせていただきます。

● 相談支援について

1. サービス等利用計画の更新やモニタリングに係る面談は、緊急性が低いと判断させていただいた場合は、お電話にて対応させていただきます。特にご希望の場合には、緊急事態宣言の解除後に面談をさせていただきます。